

第8日

令和3年9月7日（火）

午前11時零分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申合せにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第14号専決処分の報告について（市道上の事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第15号令和2年度朝倉市健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第16号令和2年度甘木鉄道株式会社の決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第17号令和3年度甘木鉄道株式会社の事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案等の質疑を行います。

それでは、第84号議案令和2年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第85号議案令和2年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第86号議案令和2年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第87号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第88号議案令和2年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第89号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第90号議案令和2年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第91号議案令和2年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第92号議案令和2年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第93号議案令和2年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第94号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。16番実藤議員。

○16番（実藤輝夫君） 今回の9月の補正は、令和2年の決算を受けながら、当初予算等の非常に示唆する中身であると私は思慮しましたので、何点か質疑をさせていただきたいと思います。

まず、予算書の14ページ、繰入金。今回、基金繰入金が5億5,193万8,000円が補正額として計上されております。これ、説明の欄で、財調基金、減債基金あるいは公共施設等整備基金とかいう組替えがなされておりますが、まず、この流れ、財調基金につきましては、当初予算で14億5,000万円、それから減債基金については2億5,000万円計上されておりましたが、この組替えがなされております。この流れをひとつ説明をしていただきたい。そしてまた、財調基金が、これによって現在高が出てきますので、財調基金の現在高並びに減債基金の現在高を教えてください。

次に、16ページの総務費。企画費の中で、今回、コミュニティ推進費として3億1,500万円、その中に地方債、これは歳入の中の合併特例債、15ページの合併特例債が示されたものと思いますが、その他の内訳、内容については、私の考え方はまた後で述べますが、内訳、合併特例債だろうと思うんですが、1億9,400万円、それから1億2,000万円の内訳を教えてください。これ、非常にいいことで、コミュニティが推進されていく一つのきっかけになっていくというふうに、特別な要件はありますが思っております。

続きまして、その中で、合併特例債の現在高、令和2年の決算の書類を見せてもらいまして、現在121億円、令和2年現在高で、令和2年決算では出ておりますが、現在高として、この時点で幾ら利用可能高が残っているのか。

4番目に、今回、19ページの元利償還金返済と思われませんが、これは、9月の補正予算書のほうで繰上償還金と書いてあります14億6,200万円、これは、令和2年の決算、その後、当初予算を作成され、そして今回、繰上償還金として14億円という金額が出ています。まず、全体的に今の項目につきまして、この編成に補正予算を計上するに当たりましての概念、コンセプトはどのような感じでされたのか。今後の朝倉市の財政運営に、非常に極めて係ってくる一因とも思えますので、そこ辺りを説明していただきたいと思います。

○議長（半田雄三君） 総務財政課長。

○総務財政課長（草場 勉君） まず、14ページ、基金繰入金です。補正額として5億5,193万8,000円を計上しております。中身につきましては、財政調整基金の繰入金をマイナス4億5,834万7,000円としております。これ、議員おっしゃいました当初予算には、14億5,000万円の基金繰入金を予定しておりました。今回、令和2年度の決算繰越金が9億6,000万円ほど出ております。これを今回、補正予算で全て計上したために、その調整といたしまして、財政調整基金の繰入れをマイナスにしているものでございます。

減債基金繰入金につきましては10億円ということで、これにつきましては、公債費の繰上償還のために基金から10億円取り崩すものでございます。

基金の令和3年度の決算見込みですけれども、財政調整基金につきましては、33億3,000万円を予定しております。減債基金につきましては、年度末基金残高を15億6,000万円の予定をしております。

続きまして、16ページ、コミュニティ推進費。中身については、三奈木コミュニティの

建設事業費ですけれども、この財源内訳を御説明いたします。この表の地方債の欄、1億9,420万円につきましては、合併特例債を予定しております。その他の1億2,080万円につきましては、県からの補償金を1億1,051万5,000円、あと、総務財政課所管の公共施設等整備基金を1,028万5,000円繰り入れる予定としております。

合併特例債の残高ですけれども、これは当初予算、繰越予算と9月補正の予定しております合併特例債を全て使い切った場合ですけれども、約60億円の残高というふうになっております。

続きまして、19ページの元金ということで14億6,200万円を計上しております。これにつきましては、災害以降増加しております公債費の負担が大きくなっております。これの平準化を図るために、この繰上償還をさせていただくというものでございます。これが今回の補正予算、かなりの部分を占めておるんですけれども、将来を見据えて、市の負担の平準化、いろんな指標の上昇を抑えるといったことで、この繰上償還を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 16番実藤議員。

○16番（実藤輝夫君） 繰上償還をしていくという一つの方針は、決して悪い方針ではないわけですが、財調基金を取り崩すのか、その他いろいろありまして、私が聞こうとした意図は、今回そこに集中させたということ、14億円という金額をさせたということで、一つの方針が出たというふうに、この令和3年の補正予算で感じています。

そこで、具体的に、なかなか市長、副市長の見解を聞く機会がないんですが、合併特例債が数年前まで非常に論議されながら、大型事業その他がゴーサインがないために凍結しています。今回、令和2年の決算の段階で、利用額が121億円というのが出ています。恐らく、今の答弁で61億円から60億円というのが出ていますが、そうしますと、今年度において、もう既に8億円使ったということになります。

これ、市長にお聞きをしたいんですが、今回の編成に当たりまして、非常に特例債が、これも一つの、私が一般質問でもずっと述べてきました地域コミュニティを中心とした推進といいますか、振興のために使っていくべきであると。今回、16ページに出されておりますように、この県との関係でいろいろな事情があつてこういう形になっておりますけど、好ましいことだという前提の元に、今、特例債プラスアルファが使われたということで、市長もこの点については十分に御理解いただいております。

問題は、これから先の、これをこういうふうな形で行った場合に、私の趣旨、分かります。財調基金を減らし、それから減債基金を減らしながらも、一方、繰上償還を出していくという方法というのを取っているわけですね。ところが、一方で、これから先出てくるのを、大型事業を含めて、地域振興を含めていくコミュニティ推進をしていくためにも、特例債はまだ必要ではないかというようなことをずっと論議してまいりました。今、それは論議しない2年、3年の状況になってますので、こういう形で出てきましたので、

今日は一般質問ではありませんし、議案質疑ですから、あくまでも補正予算に限った形での質疑しかできませんけども、非常に重要な問題であると思いますので、そこ辺りの財政の運用という面において、どうお考えになっているかをお聞きしたいと思います。

そして、また2番目に、今度は副市長、今度、補正予算で重要なコロナ対策その他が出てきております。今回の11人の一般質問の議員各位の質問の中でも、特にコロナ対策が大半を占め、それから防災という形で出てきております。

この9月補正予算で、市独自の施策等が、これは予算書ではなくて、ここに1枚の予算の概要というのをお渡しいただいておりますが、今回の市独自の施策等が、今回の補正予算で総額1億1,600万円が出されてきておりますが、その他、最終的には臨時交付金充当額が5,031万7,000円ですが、この大半が小中学校のタブレットの追加購入ということになっています。

副市長、なぜあなたに指名しているかということ、2番目の問題は、今回、市独自の施策がこの補正予算で約1,600万円出されていますが、その下の項目で、これが一番大事なんですけども、これもまた昨年からずっと論議してきた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものの配分額が、当初はたしか六千何百万円からスタートして、国からののは、そして1億3,000万円程度でずっと流れてきました。林市長とのやり取りの中でも、これ全額使うということは、今後のコロナ対策、どうなるか分からないと、去年の段階ですから。そういう形で残を残しているという話でした。

皆さん御承知のとおり、第4波、第5波というふうな形で出てきて、国は日本国全国の市町村にこの交付金を配付いたしております。今度、朝倉市において、ここに資料がありますように、交付額は3億8,367万2,000円という金額が出され、そして今回、6月補正、9月補正を含めて1億9,496万円というものが使われてその残高、AマイナスBという形で1億8,876万6,000円ということになっています。これを、私が、今この数字を示しながら言っているのは、今回、出されてきておる具体的な6月補正、7月補正プラスアルファが当然出てこなきゃ駄目なんだと。

今回の一般質問で、非常に議員各位の熱意と意見、提案あるいは要望という形でコロナ対策について執行部のほうに問い質しがありました。しかしながら、総務部長、教育部長も含めてですが、残念ながら「検討して今やっておりません」「検討する予定はありません」若干「今は検討する」というのもありましたけども、今、私がなぜここでこのお話をしているかということ、コロナ対策については、今はやりの「今でしょ」ということです。これ、1億8,800万円が今後のための対応策として取っておくということでしょうかということです。第6波、第7波が来れば、国は必ず六千何百万円から、今現在、3億8,000万円に増やしておるように、交付金も当然、全額とは言いませんが、満額とは言いませんが交付されてくるはずですよ。しかし、それ以上に必要なものがあるのではないかと。

今回の一般質問を後ろのほうで聞かせていただいて、本当にいい案が幾つも出てきてお

る。しかし、それは、具体的にやろうというような答弁は、非常に極めて少なかったような気がします。この議会というものは、私たちは、この示された数字あるいは補正予算における、あるいは決算における、いわゆる論議を通じながら、どういう手を打っていいのかということのために議論していくわけです。

この6月補正の中で、なぜ副市長に2番目のことは答弁してほしいかという、あなたは市長を補佐する事務屋のトップとして、総務部長だけではなく、財政企画政策課、総合施策課その他だけではなくて、やっぱり調整役を教育委員会としていくべきであると。教育委員会はあれもしたい、これもしたいと思っておるんだろうけど、やっぱり財源というものはお金が要りますんで、これを市長部局と相談していかないといけない。

今回の2回目の質疑が最後になりますが、副市長に、今回の補正予算を計上していくについて、まず、この市独自が1,600万円であり、タブレットのほうに2,500万円近くの金が必要で、最終的に1億8,800万円まだ使えると。私はこういう考え方の中で、どういう考え方で副市長は、これ、市長もそうなんですけど、市長にこれをまた聞くということもあれでしょうから、事務的な話でもありますので、副市長が統括責任者として答弁していただきたい。

今後も、私は、答弁次第では3回目やりますけども、副市長を中心として、全体的に今回の一般質問、非常に実がありましたよ。コロナ対策について具体的な提言をされておる。こういうものを少しでも、今すぐできるものかどうかは別としても、できるものもあるとするならば、副市長、これをやっぱりやっていただきたい。この2点をあなたにお伺いしたいと思います。市長からお願いします、合併特例債の。

○議長（半田雄三君） 市長。

○市長（林 裕二君） 繰上償還をすることによって、どんなふう to 今後考えていくかといったことにお答えをさせていただきたいというふうに思います。（発言する者あり）合併特例債を今年度も使っております。これは、極めて合併特例債は使い勝手がいいということもありますし、いろんな面で使ったわけでありまして、これは、現時点で約60億円を残しておるということでもあります。それで、合併特例債が減っているということではなくて、合併特例債を有効に使ってきておりまして、今後の財政需要に的確にするために、繰上償還等をやりながら財政の硬直化を防いでいくということで今おりまして、今後、財政需要はコミュニティの強化、それからまた災害関連の財政需要というのも予測をしております。

それから、大型事業といわれる事業も、今凍結中でありましてけれども、これも1つずつ、財政状況等を見ながらやっていくということで、そういった今後の財政需要について備えていくということで、財政の健全化を図っているということでもあります。具体的な個々の事業については、発言を控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（半田雄三君） 副市長。

○副市長（右田博也君） 新型コロナウイルスの感染症の臨時交付金の今後の使い方とい

うとこでございますけれども、現在も様々な事業、昨年度から新しく対策事業として構築をいたしまして、議会のほうにも審議を頂きながら実施をしてきたところでございます。今後も、もちろん、1億8,000万円ほど残っておりますこの交付金を、しっかり活用する必要があるというふうに思っております。

その中で、実際に住民の方のどういったところがお困りなのかとか、どういったところに資金を投入すれば感染拡大の防止というところに効果があるか、そういったところを見極めながら、今後もまた新たな事業を構築して、また議会のほうの補正予算のほうもお願いしていきたいと思っております。

各課のほうでも知恵を絞っておるところでございますけれども、本日、今回の議会の中でも、一般質問の中で様々御提案いただいた部分、それも含めまして検討させていただきながら、また改めて、こういった対策を効果的に進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（半田雄三君） 16番実藤議員。

○16番（実藤輝夫君） 私が質疑しようという中身については、現在、補正予算の質疑ですので、これ以上は一般質問のようになってまいりますのでやめておきますけれども、また別の機会に、全体的な財政問題を通じて討議したいと思っております。

副市長、今の、総論的な話になるんですね、結局は。私が、あえてここで、この今回の補正予算を見ながら副市長に質疑をしておるかといいますと、ぜひやってほしいと。やっぱりこの1億8,000万円がまだあるんだと。それは、将来のために取っておくという話ではないでしょうか。今、今回出たように、具体的な話が、12月補正予算でも組み入れるような中身もありました。それ、やろうと思えば、財源がないという話ではない。

これは特に言っておきたいんですけれども、繰上償還金を、14億円をしなきゃならんという話ではないんですよ。14億円をできる、今状況にあると、条件はあったということですから10億円を繰上償還して、4億円を歳出の別のほうに振り分けることも可能です。でしょ。可能です。そういうことのその範囲を、私は市民が望んでいるような、現在特にコロナ対策というものについてこれだけ提言がなされ、内部だけでの話ではなくて、教育委員会も今回聞きながら思ったのは、あれもしたい、これもしたいと腹の中であっても、なかなか現実的には財源というものがあって、市長部局と話をしていかないかんとということになりますので、なかなかそこで、これをしてほしい、これをしてほしいということも言えないんじゃないかなという気はしております。

しかし、この問題は、もう「今でしょ」です。12月補正の中にでも、何らかの形で今回の一般質問の実のある結果が出てくるような形を取っていただきたい。6月補正、9月補正、このように出されてきました。しかし、これは、失礼ながら今までなされてきたことの上乗せともいう部分が多いと思っております。

新たな展開として出てきておりますので、今、コロナが出てきたことによって、やらず

に引き延ばしてきたことを、今回やるということも可能であると思いますので、具体性のあるコロナ対策を、ぜひぜひ、1億8,000万円あるわけですから満額使ってほしい。最後に副市長、もう1回その点についてお願いしたいと思います。

○議長（半田雄三君） 副市長。

○副市長（右田博也君） 先ほども申しましたように、各部でどういった事業がコロナの感染拡大防止に効果的かというところで、知恵を絞って考えておるところでございます。教育委員会も含めまして、全体的に私のほうでも、しっかり1億8,000万円というものを、どういった事業に使っていけるかというところを、一緒に考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（半田雄三君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第95号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第96号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第97号議案朝倉市個人情報保護条例及び朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第98号議案朝倉市過疎地域持続的発展計画（朝倉・杷木地域）の策定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第99号議案工事請負契約の締結について（北川下流域地区）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第100号議案工事請負契約の締結について（赤谷川地区（第2工区））を議題と



いたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第101号議案工事請負契約の締結について(赤谷川下流域地区)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第94号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思っております。

また、意見書案第2号については、会議規則第35条第3項の規定により、意見書案第3号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、22日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時35分散会